

第5章

保健衛生課 事業概要

第1節 感染症対策

1 感染症法に基づく基本指針等の体系

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

[平成10年10月2日法律第114号]

[最終改正:令和3年2月3日法律第5号]

【基本指針 ※1】

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

[平成11年4月1日厚生省告示第115号]

[最終改正:令和3年2月3日厚生労働省告示第35号]

【予防計画 ※2】

感染症の予防のための施策の実施に関する計画

青森県感染症予防計画

(個別実施計画)

青森県結核対策推進計画

【特定感染症予防指針 ※3】

インフルエンザに関する特定感染症予防指針

性感染症に関する特定感染症予防指針

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

結核に関する特定感染症予防指針

麻しんに関する特定感染症予防指針

風しんに関する特定感染症予防指針

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

上記計画に加え、具体的対応について、予防指針等を踏まえ個別実施計画、要綱、ガイドライン、マニュアル等を策定

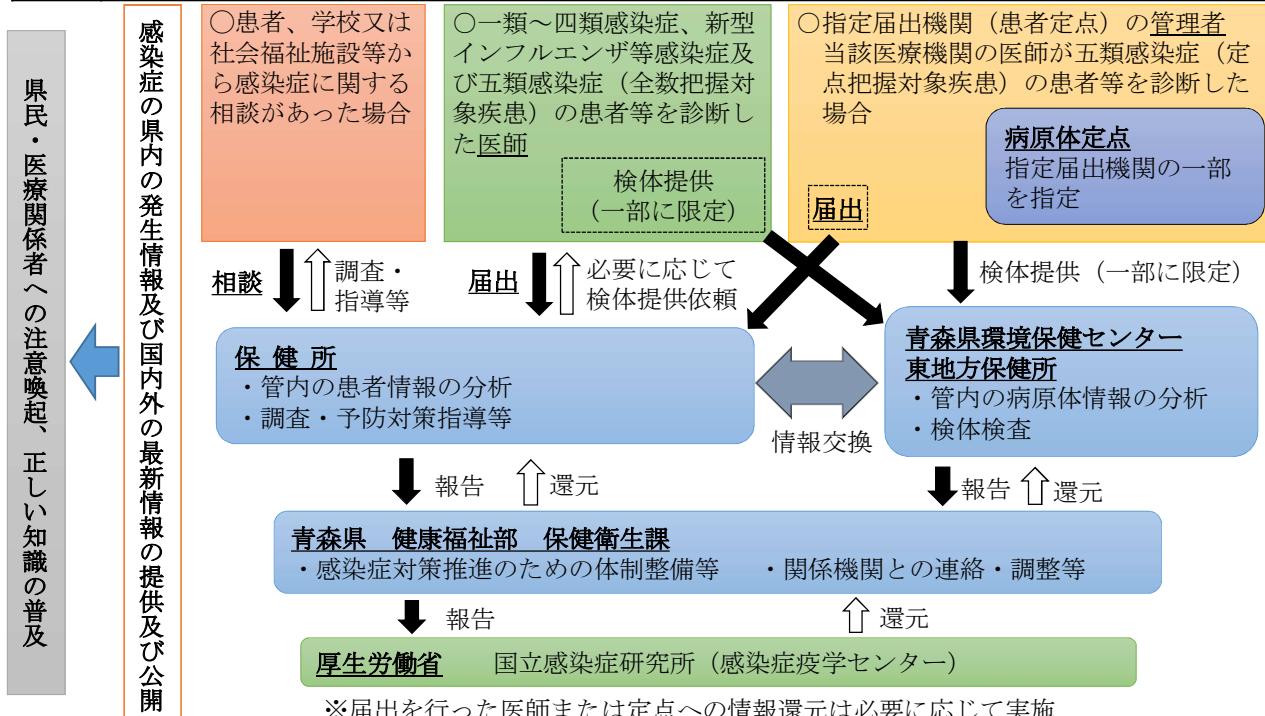
※1 感染症法第9条の規定に基づき厚生労働大臣が策定

※2 感染症法第10条の規定に基づき基本指針に則して都道府県が策定

※3 感染症法第11条の規定に基づき厚生労働大臣が策定

2 感染症情報の収集・分析・提供・公開及び感染症の調査・指導等

目的	・感染症の発生を予防し、そのまん延を防止
施策	・感染症発生動向の把握と公表 ・感染症発生時の適切な措置（調査、予防対策指導、健康診断、就業制限、入院等適切な医療提供）

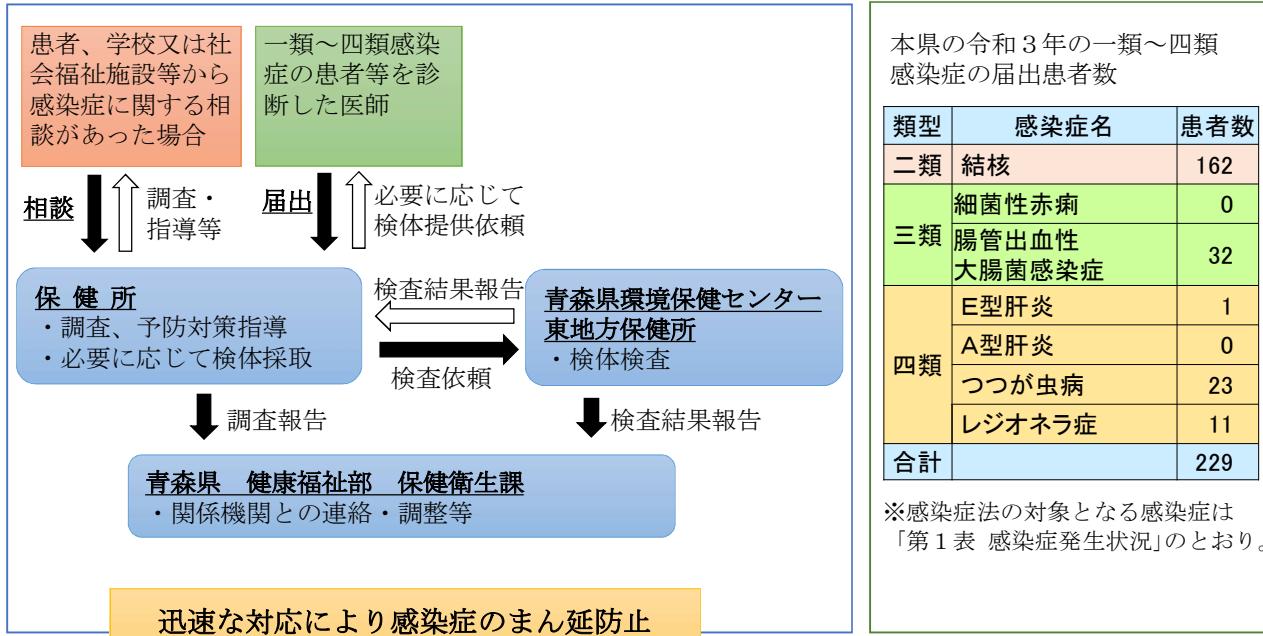


※届出を行った医師または定点への情報還元は必要に応じて実施

3 一類～四類感染症

一類～四類感染症の患者等を診断した医師は、直ちに保健所に届出を行うこととされており、届出を受けた保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。

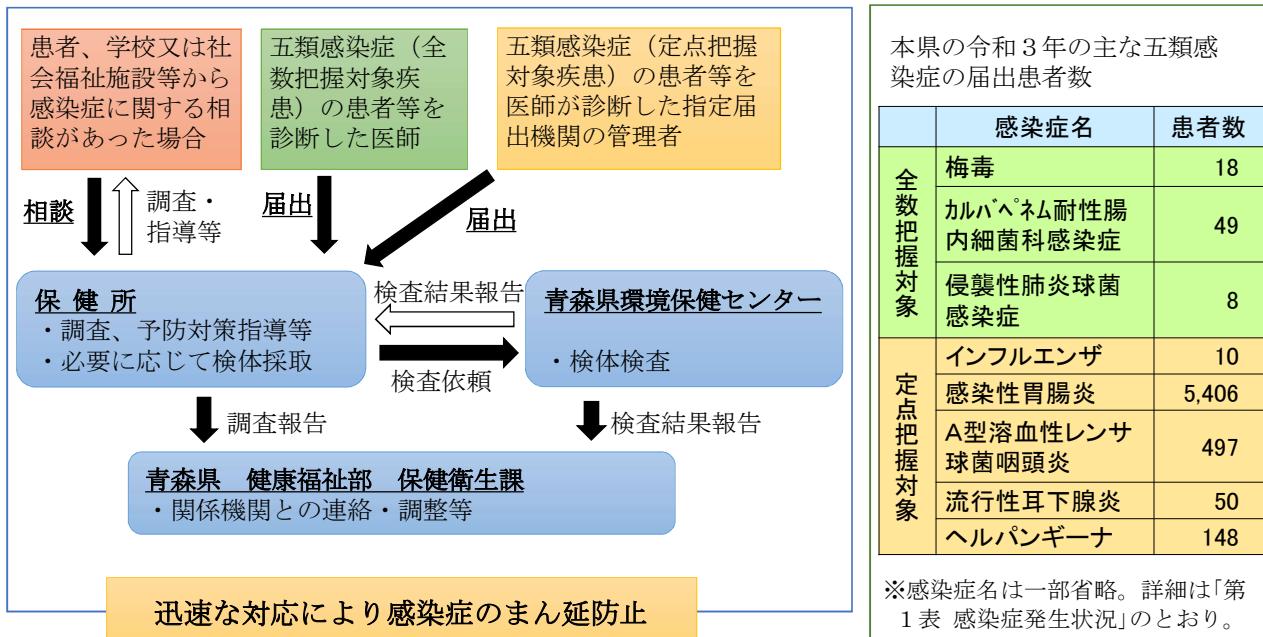
また、患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合も必要に応じて調査等を行っている。



4 五類感染症

五類感染症（全数把握対象疾患）の患者等を診断した医師は、7日以内に（一部は直ちに）保健所に届出を行うこととされている。また、五類感染症（定点把握対象疾患）の患者等を診断した指定届出機関の医師は、次の月曜日までに保健所に届出を行うこととされている。

①届出を受けた、又は②患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合で集団発生している場合等に保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。



5 新型インフルエンザ等対策

- 【根拠】**
- ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)
 - ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【対象疾病】



- 新型インフルエンザ等感染症 [新型インフルエンザ(再興型含む)
新型コロナウイルス(再興型含む)]
- 指定感染症(特措法第14条の報告に係るもの)
- 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)

【目的】 対策を講じることにより…

- ◆国民の生命・健康を保護すること
- ◆国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること

【対策の概要】

- ・国、地方公共団体の行動計画の作成
- ・物資、資材の備蓄等
- ・指定(地方)公共機関(医療、電気、ガス、運輸等)の指定及び業務計画の作成
- ・国、都道府県対策本部の設置
- ・発生時における特定接種の実施等

さらに
緊急事態宣言
発令時には…

- ・市町村対策本部の設置
- ・外出自粛要請、催物等の制限の要請等
- ・住民に対する予防接種の実施
- ・医療提供体制の確保
- ・特定物質の売渡しの要請・収用等

【本県におけるこれまでの主な取組と実績】

①新型インフルエンザ等対策の体制整備
・「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の作成(H25.11)

②マニュアル等の整備
・対策マニュアル【医療提供版】の作成(H26.10)
・対策マニュアル【社会対応版】の作成(H27.2)
・対策マニュアル【各部局】の作成(H26～H27)

③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
・国が示す目標量を備蓄(H18～R1)

④訓練の実施
・連絡訓練
・机上訓練
・実動訓練
・保健所主体の実動訓練

⑤市町村への行動計画作成支援
・40市町村で作成

⑥指定地方公共機関への業務計画作成支援
・20機関中20機関で作成

【本県におけるこれまでの主な取組(新型コロナ:保健衛生課(保健医療調整本部)関連)】

①新型コロナウイルス感染症に関する相談受付体制の整備

- ・「帰国者・接触者相談センター(現『受診・相談センター』)」設置(各保健所)
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」設置
- ・「新型コロナワクチン相談電話」設置

②新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の整備

- ・「帰国者・接触者外来」設置(二次医療圏毎)
- ・地域外来・検査センターの設置運営
- ・診療・検査医療機関の指定
- ・無料のPCR等検査の実施
- ・保育施設や高齢者施設等における抗原検査キットを活用した積極的検査の実施

③新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備

- ・医療機関の病床確保・設備整備等に要する経費の補助
- ・軽症者等の宿泊療養施設の確保(青森市、弘前市、八戸市)
- ・新型コロナウイルス感染症罹患後症状、新型コロナワクチン接種後症状に係る医療体制の提示

④医療従事者等に対する慰労金の支給

- ・医療従事者等に対する慰労金の支給

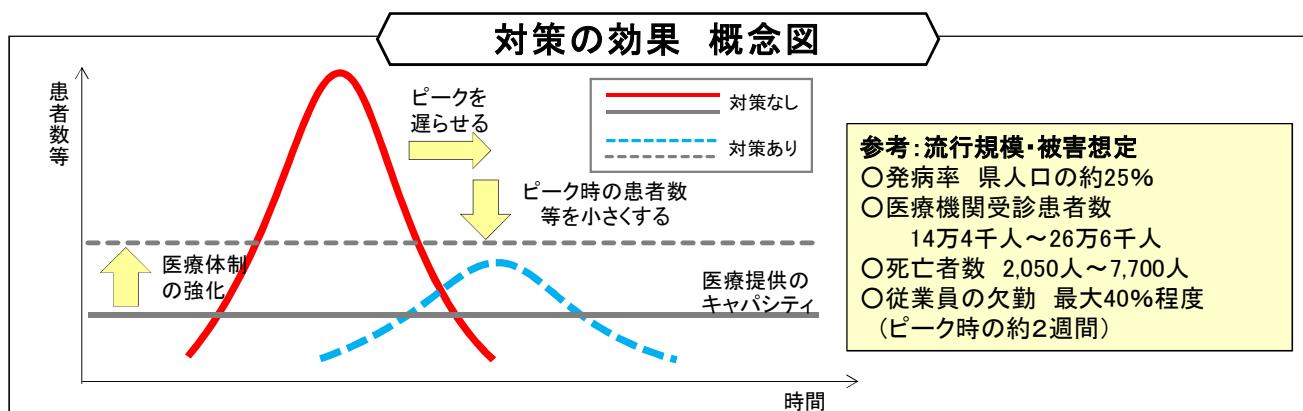
⑤ワクチン接種に係る体制整備と接種の促進

- ・接種主体である市町村への支援
- ・県営広域接種会場の設置・運営(青森市、弘前市、八戸市)

⑥飲食店における感染防止対策の徹底

- ・第三者認証制度の実施

参考 「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の概要



発生段階ごとの対策の概要

国	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
県	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	○国内発生に備えた体制整備 ○早期発見	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害の軽減 ・生活、経済への影響最小化	・第二波への備え ・医療、社会経済活動の回復	
		・患者の全数把握 ・相談窓口 の強化 ・住民への予防接種の開始 ★外出自粛の要請 ★施設の使用制限 ★臨時の医療施設の設置	・重症者等の状況把握 ・医療関係者への従事要請 ・経済の安定の確保 ★外出自粛の要請 ★施設の使用制限 ★臨時の医療施設の設置	・県対策本部の廃止 ・対策の見直し ・住民への予防接種の継続 ★緊急事態措置の縮小・中止 (★は緊急事態宣言時)	

6 結核対策

【青森県結核対策推進計画(平成30年3月変更)における大目標】

2020年(令和2年)までに結核罹患率(人口10万対)を10.0以下とする。

【現状と課題】

- ・罹患率は全国よりも低いが、近年は横ばい傾向である。
- ・北海道・東北地方の中では最も高い罹患率である。
- ・高齢者ほど罹患率が高く、発見の遅れが目立っている。

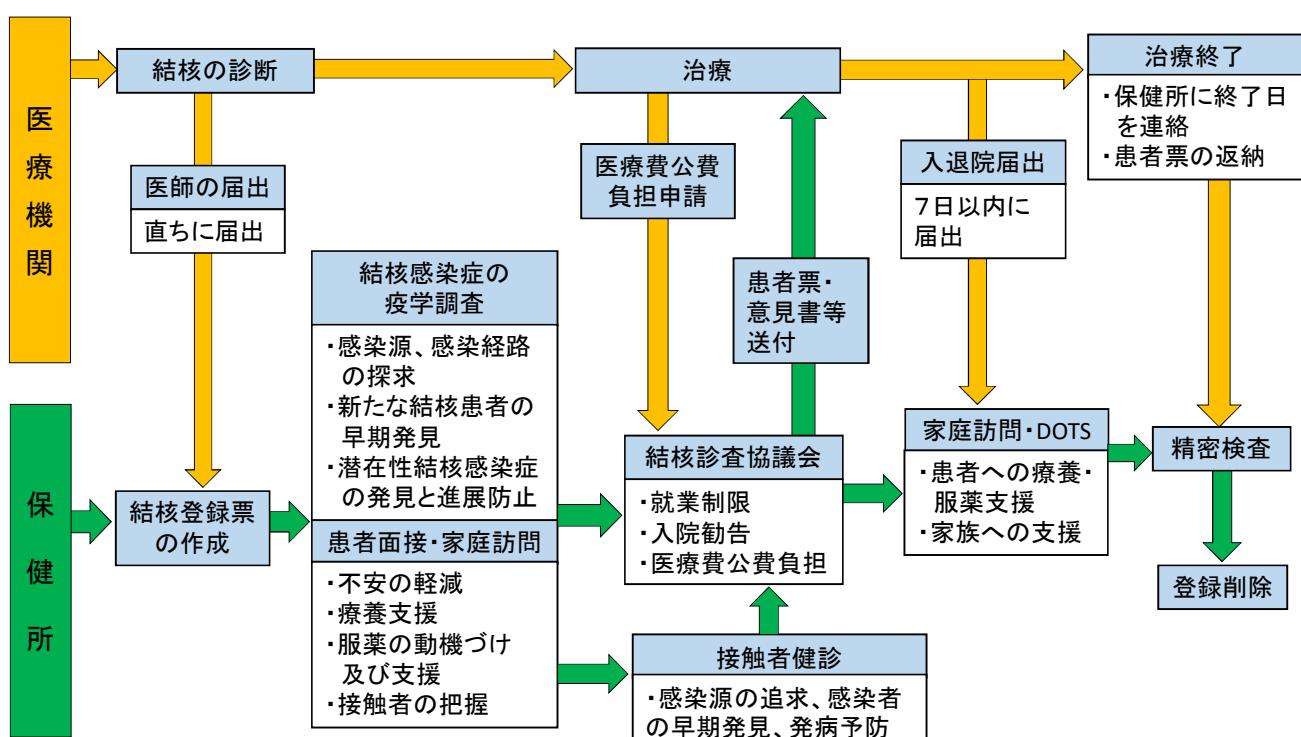
【施策(取組)】

○正しい知識の普及啓発、健診の受診勧奨	○研修会の開催
○結核患者への服薬支援	○接触者健診の実施
○予防接種の接種勧奨	○人材育成(結核研究所研修への職員派遣)

【期待される効果】

●患者の早期発見・早期受診	●適正医療の普及
●治療の完遂、多剤耐性結核菌の予防	●結核のまん延防止
●重症化の予防	●服薬支援者の養成、資質向上

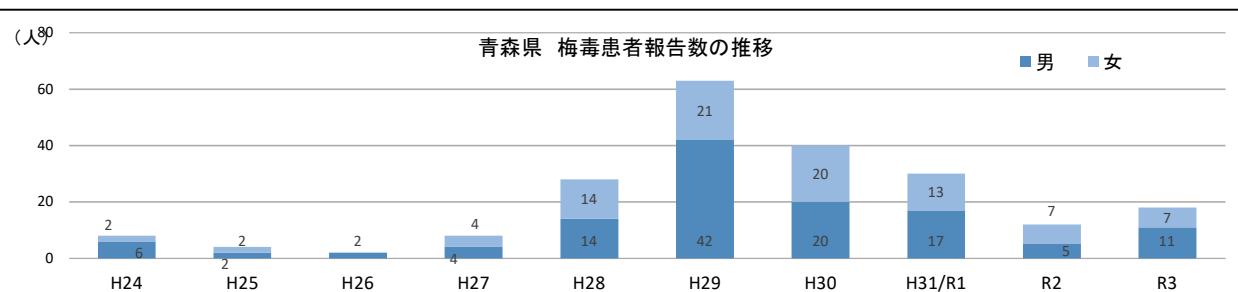
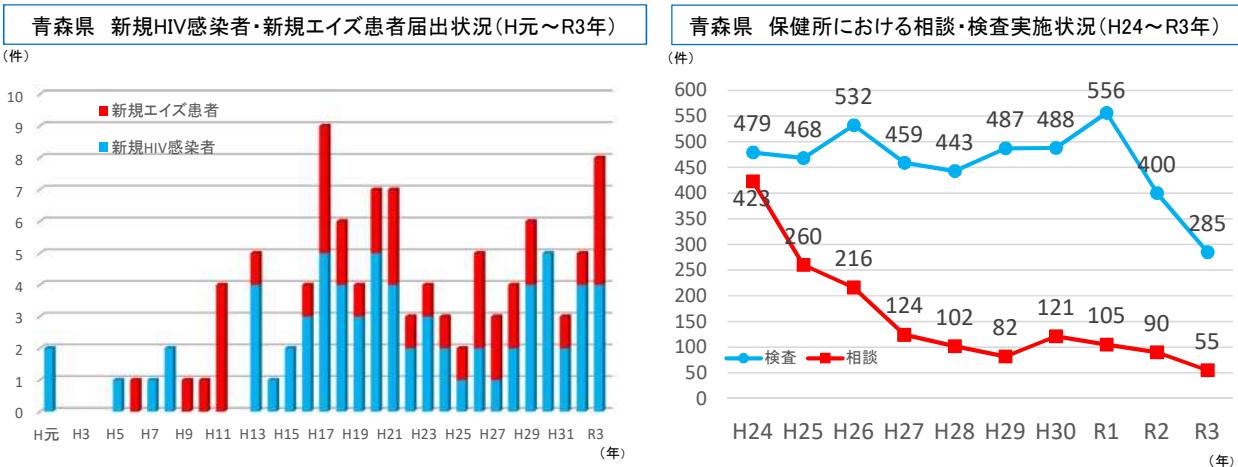
結核患者対応フロー図



7 エイズ・性感染症対策

(1) 現状と課題

- ◆本県におけるHIV感染者及びエイズ患者は、平成元年以降、ほぼ毎年届出があり、20代～30代の若年層の割合が高い。
- ◆感染経路としては、男性間で性的接触を行う者(MSM)の割合が高い。
- ◆HIV感染者は早期治療により、エイズ発症を予防できるが、本県では、医療機関受診の時点でエイズを発症している患者が多い。
- ◆保健所における相談及び無料・匿名検査件数は減少傾向にあり、保健所での検査によるHIV感染・エイズの発見は少ない状況である。
- ◆性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒)の中で、特に梅毒患者が平成28年後半から報告数が増えている。



(2) 事業内容

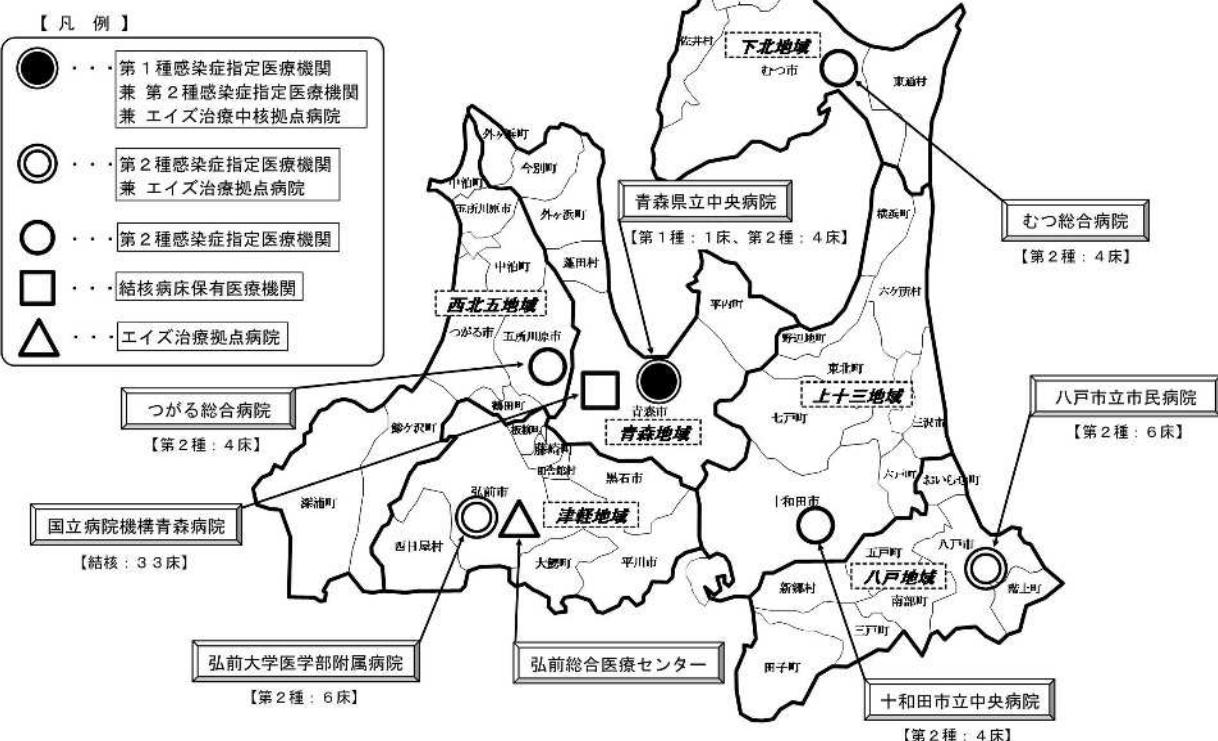
◆エイズ等対策推進協議会の開催	◆エイズ等対策推進に係る人材養成
本県のエイズ対策について検討・評価し、エイズ治療拠点病院、医療関係団体、教育関係団体等の関係機関との取組の連携・協力体制を構築する。	保健所及びエイズ治療拠点病院等の職員を検査・相談等に関する研修会に派遣し、エイズ対策を推進するためのマンパワーを養成する。
◆エイズ・性感染症予防に係る普及啓発活動	◆エイズ治療拠点病院等における治療ケアの促進
HIV検査普及週間、世界エイズデーの機会を活用しHIV感染症、エイズ及び性感染症予防に向けた普及啓発を実施する。また、高校生を対象とした意識調査を通じ、正しい知識の普及を図る。	東北ブロック・エイズ治療拠点病院主催の連絡会議に県内拠点病院担当医師等を派遣し、医療従事者のレベルアップを図る。また、医療従事者のHIV二次感染を予防するため、二次医療圏ごとにHIV感染予防薬(抗HIV薬)を配置する。
◆エイズ・性感染症検査・相談の実施	
各保健所においてHIV及びその他性感染症(性器クラミジア感染症、梅毒)に係る無料・匿名による検査・相談を実施する。	

(3) 事業実施による効果

- ①若年層及びMSMに重点を置いた正しい知識の普及啓発 → 新たな感染の予防
- ②保健所検査・相談体制の充実 → 早期発見及び早期受診によるエイズ発症予防
- ③治療体制の充実による患者の不安軽減 → 治療継続・薬剤耐性化の予後改善

8 感染症に係る医療提供体制

感染症指定医療機関・結核病床保有医療機関・
エイズ治療拠点病院 配置図（令和4年4月現在）



9 予防接種

(1) 予防接種制度の概要

【目的】

- ◆伝染の恐れがある疾病的発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施し、国民の健康の保持に寄与する。
- ◆予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

【対象疾病】

◆A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点）

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ・ジフテリア | ・百日咳 |
| ・急性灰白髄炎(ポリオ) | ・麻しん(はしか) |
| ・風しん | ・日本脳炎 |
| ・破傷風 | ・結核 |
| ・Hib感染症 | ・小児の肺炎球菌感染症 |
| ・ヒトパピローマウイルス感染症
(子宮頸がん予防) | ・水痘 |
| | ・B型肝炎(H28.10～) |
| | ・ロタウイルス感染症(R2.10～) |



【実施主体】

- ◆定期の予防接種
…市町村
- ◆臨時の予防接種
…都道府県又は市町村

【現在定期接種化へ向け て審議中のワクチン】

- ◆おたふくかぜ

◆B類疾病（主に個人予防に重点）

- | | |
|----------|--------------|
| ・インフルエンザ | ・高齢者の肺炎球菌感染症 |
|----------|--------------|

(2) 事業概要

風しん予防対策

【経緯】

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年4月1日適用)が公布され、以下の目標が設定された。

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

【現状】:令和3年度の実績

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

第1期:92.52% 第2期:93.3%

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

市町村が実施する風しん抗体検査事業費の補助を実施



★本県において、風しん及び先天性風しん症候群の発生はなかった。

【今後の目標】:令和4年度の取組

◆風しん予防接種の勧奨…定期予防接種率95%以上の達成

◆風しん抗体検査事業の継続

引き続き、本県における風しん及び先天性風しん症候群の発生及びまん延を防止する

第2節 ハンセン病回復者支援

(1)ハンセン病回復者支援の概要

ハンセン病に対する正しい知識の普及と福祉施策を推進することにより、本県にある国立療養所松丘保養園及び県外の療養所に入所する県出身者のハンセン病回復者の名誉を回復し、社会復帰の促進を図る。

(2)本県の概況

県出身者が入所するハンセン病療養所及び入所者数(令和3年末)

- ・国立療養所松丘保養園(青森県) 17人
- ・国立駿河療養所 (静岡県) 1人

(3)これまでの取組

正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援を行っている。

○普及啓発事業

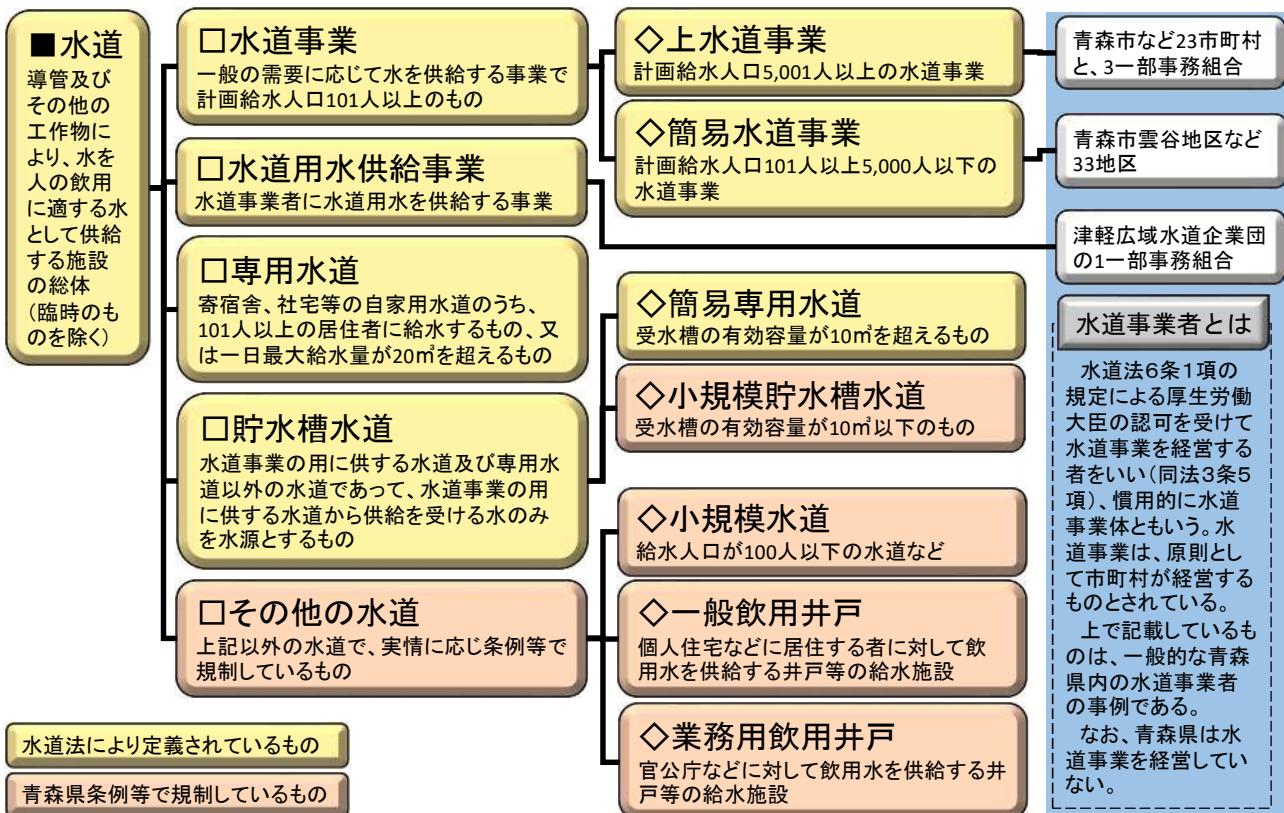
- ・高校生等へのハンセン病をテーマにした映画上映
- ・ハンセン病を正しく理解するためのパネル展の開催
- ・啓発物品の配布

○社会復帰・社会生活支援事業

- ・地域交流事業(ねぶた祭招待)
- ・県外療養所に入所する県出身者への地元紙配達
- ・松丘保養園青森県人会活動助成
- ・県出身者に対する年末見舞金の贈呈
- ・県外療養所入所者訪問交流、慰問(H29国立駿河療養所,H30国立療養所多磨全生園)

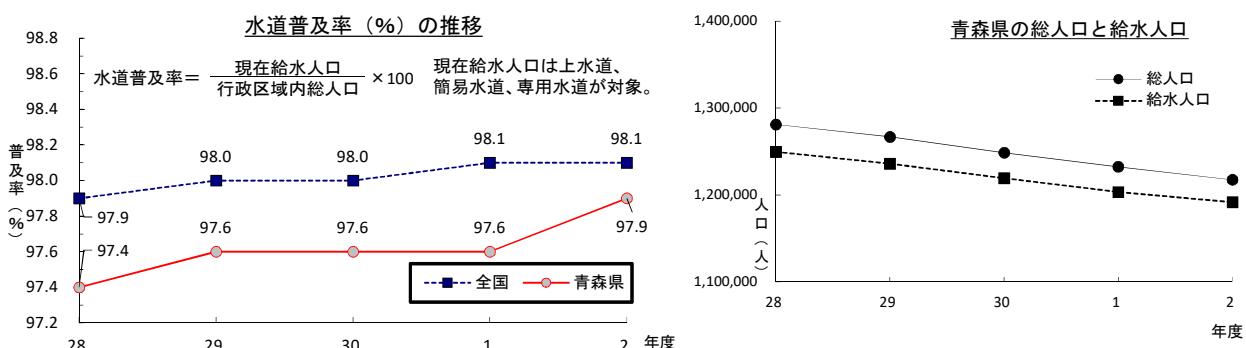
第3節 水道対策

1 水道の定義・分類



2 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。令和3年3月末における
給水人口は、1,191,820人で普及率は97.9%となっており、全国平均98.1%より0.2%低い。



3 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

安全でおいしい水の供給	安定した水供給体制の確立	安心できる水道の整備	利用者の視点に立った水道づくり
原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行ふとともに、水源地域の保全により原水の水質向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する	新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する	施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する	十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める

4 青森県水道整備基本構想における圏域

水道事業の広域的な統合は、水源の確保、経営の合理化、施設管理の高度化など、水道事業が抱える課題を解決するための手段として一つの望ましい姿であると言える。

青森、津軽、上十三、下北、八戸の5圏域において、圏域ごとに多種多様な事情を抱えている実状を考慮し、

- ①隣接する事業者の統合
- ②事業者間の水融通
- ③水質管理の面での協力強化

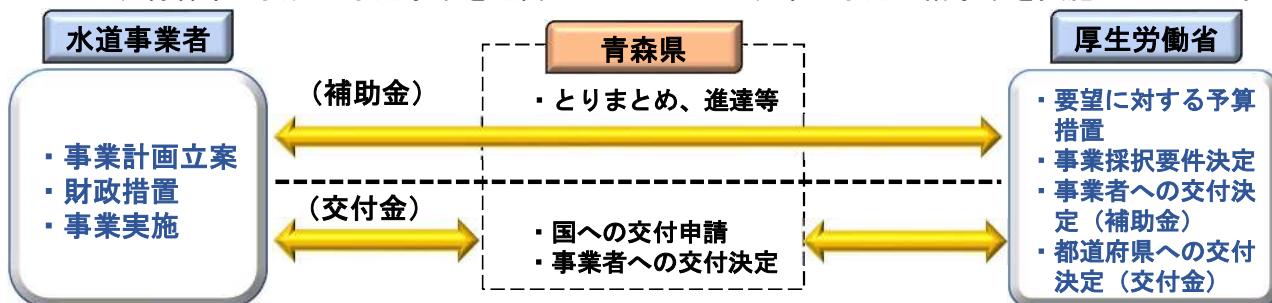
など、各圏域の実状に応じた多様な形での広域化を進めることにより、水源の確保や経営の合理化を図っていくこととする。



5 上水道・簡易水道の整備

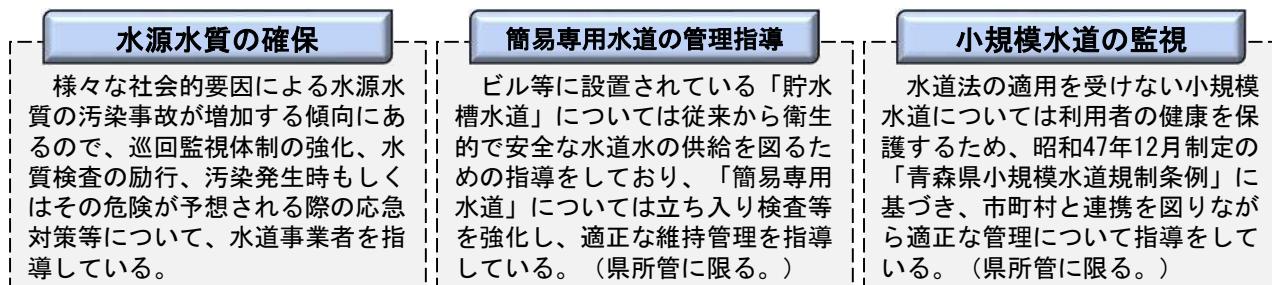
安全・安心で安定した水供給体制を確立するために、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施している。

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していない。

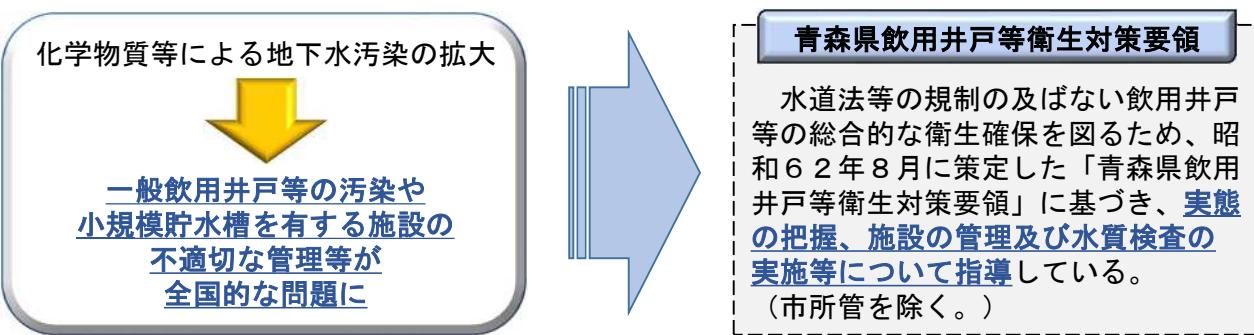


6 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。



7 飲用井戸等の衛生対策



8 災害時における給水体制の確立

非常災害等の発生時に、県内の水道事業者が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」(昭和44年4月)に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、公益社団法人日本水道協会青森県支部と協力して地震・水害・異常漏水等に対応する。



9 水道関係の事務権限

地方自治法、水道法において、①知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理することができる、②市又は特別区の区域においては知事を市長又は区長と読み替えるとされている一部の水道関係事務については、一部市町村が事務を実施している。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

(条例による事務処理の特例)
第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

(都道府県が処理する事務)
第46条（略）2 この法律（第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、町村長が行うこととすることができる。
(市又は特別区に関する読み替え等)
第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

■市町村が所管している水道関係事務（県の所管外となる水道関係事務）

簡易専用水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸等
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、蓬田村、鰭ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、東通村、五戸町、田子町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

第4節 生活衛生対策

1 生活衛生関係営業等の衛生確保

現状

1 関係法令による規制

生活衛生関係営業等については、衛生上必要な基準が法令等で定められている。

(生活衛生関係営業六法)

- ① 理容師法、② 美容師法、
- ③ クリーニング業法、④ 興行場法、
- ⑤ 旅館業法、⑥ 公衆浴場法

(その他法令)

住宅宿泊事業法

2 公衆浴場の確保等

- ① 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

公衆浴場は地域住民の衛生的な生活のために不可欠であり、県は公衆浴場の確保に必要な助成等を講じるよう努めることとされている。

- ② 公衆浴場の配置の基準

公衆浴場の共倒れを防ぐために、配置の基準を県条例で定めることとされている。

- ③ 物価統制令

住民の公衆浴場の利用機会の確保のために、県は入浴料金の統制額(上限額)を指定することとされている。

県の取組

1 生活衛生関係営業に対する監視指導

- ① 生活衛生営業六法に基づく監視指導

生活衛生営業に対し監視指導を実施し、衛生水準の向上を図る。特に、旅館・ホテル及び公衆浴場の入浴施設については、レジオネラ症の発生の予防のため、重点的に監視指導を実施する。

(R4.3.31) (青森市及び八戸市を除く)

令和3年度	施設数	監視指導件数
理容所	1,206	230
美容所	1,904	391
クリーニング所	405	66
興行場	52	6
旅館・ホテル	948	271
公衆浴場	331	119
計	4,846	1,083

- ② 住宅宿泊事業法に基づく届出の受付等

住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。

令和3年度末現在届出件数43件(青森市及び八戸市を含む)

2 公衆浴場の確保等に係る取組

- ① 公衆浴場(一般)営業者に対する補助

公衆浴場施設整備費補助(令和3年度実績) 2,150千円

- ② 公衆浴場(一般)の配置の基準の設定(公衆浴場法施行条例)

施設間に、市部290m、町村部350m以上の距離制限を規定。

- ③ 公衆浴場(一般)入浴料金の統制額の指定

必要に応じ、経営実態調査を実施し、統制額の見直しを行う。

現在の入浴料金 ・大人:450円・中人:150円・小人:60円

2 生活衛生関係営業の経営の健全化

現状

1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)

国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の向上を図るために、経営の健全化は不可欠であるため、生衛法において、そのための方策等が規定されている。

- ① 生活衛生関係営業(生衛業)

- 1.飲食店営業(すし、めん類、中華料理、**社交料理**、一般飲食) 2.喫茶店営業 3.食肉販売業(食鳥肉・**食肉**) 4.氷雪販売業 5.理容業 6.美容業 7.興行場営業 8.旅館業(旅館・ホテル、簡易宿所) 9.公衆浴場業 10.クリーニング業

* 太斜字は本県に組合がある営業

- ② 生衛法における主な規定

- ・営業者が組織する生活衛生同業組合
- ・生衛業の経営の健全化の相談、指導等を行う都道府県生活衛生営業指導センター
- ・国、県による指導センターに対する補助
- ・国、県による組合に対する助成

2 日本政策金融公庫(生活衛生貸付)

生衛業者が利用できる各種融資制度がある。

【課題】

○生衛業は中小零細企業が多いため、事業展開をする資金的・人的余力がなく、生活衛生営業指導センター等によるバックアップが必要である。

県の取組

1 (公財)青森県生活衛生営業指導センターに対する補助等

- ① 設立時(昭和58年)における出捐

・指導センターの基本財産として、1,500千円を出捐している。

- ② 生活衛生指導助成事業費(国1/2)

・職員4名の人件費及び各種相談、指導事業等の事業費について、補助金を交付している。

(令和3年度実績) 18,936千円

2 組合に対する助成

- ① 生活衛生関係営業振興事業費(県単)

・各組合が指導センターと協力して行う生衛業振興のための事業について、指導センターに対して補助金を交付している。

(令和3年度実績) 1,230千円

3 生活衛生貸付の活用の推進

生衛業の衛生設備の改善等による衛生水準の向上を図るために、生活衛生貸付の活用の推進に努めている。

- ① 一般貸付

設備資金のみ。非組合員でも利用可能。融資を受ける場合、知事の推薦書が必要である。

- ② 振興事業貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。他の融資より低金利である。

- ③ 生活衛生改善貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。無担保、無保証人で利用可能。各組合の生活衛生営業経営特別相談員(県が養成講習会を開催している。)の指導が必要である。

3 建築物、家庭用品、墓地・埋葬、遊泳用プールに係る衛生対策

現状

1 建築物における衛生的環境の確保

建築物における衛生的環境の確保に関する法律により、建築物や建築物衛生に係る事業について規制されている。

- ① 興行場、百貨店、店舗等の用に供される床面積が3,000m²以上の建築物等(特定建築物)については、届出や維持管理基準の遵守が義務付けられている。
- ② 建築物衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について知事の登録を受けることができる。

2 有害物質を含有する家庭用品の規制

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、家庭用品の有害物質含有量等の基準が定められている。

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬や墓地・火葬場等についての規制や、埋火葬を行う者がいない場合の関係自治体の義務について定められている。

- ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可
本県においては、埋火葬及び墓地等の経営の許可に係る事務については、市町村が行うこととなっている。
- ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置
埋火葬を行う者がいない場合は、市町村が埋火葬を行い、費用については最終的に県が負担することとなっている。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プール(学校に設置されているものを除く)については、厚生労働省の通知である「遊泳用プールの衛生基準」により、水質基準や維持管理基準等が定められている。

県の取組

1 建築物における衛生的環境の確保

- ① 特定建築物に対し、立入検査を実施し、建築物における衛生的環境の確保を図っている。
- ② 建築物清掃業等8業種について、登録申請時に、基準合致を確認し登録することで、建築物衛生に係る事業者の資質向上を図っている。

2 有害物質を含有する家庭用品の規制

有害物質含有量等の基準が定められている家庭用品について検査し、基準が守られていることを確認している。

(令和3年度検査実績)

区分	ホルムアルデヒド	水酸化K・Na、塩化水素、硫酸
対象品目	繊維製品	家庭用洗浄剤
検査件数	10件	10件

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

- ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可
すべて市町村の事務となっているが、相談等があつた場合には助言等を行っている。
- ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置
令和3年度、市町村が火葬した18件の費用計3,052千円を県が負担した。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プールに対し立入検査を実施し、衛生水準の向上を図っている。

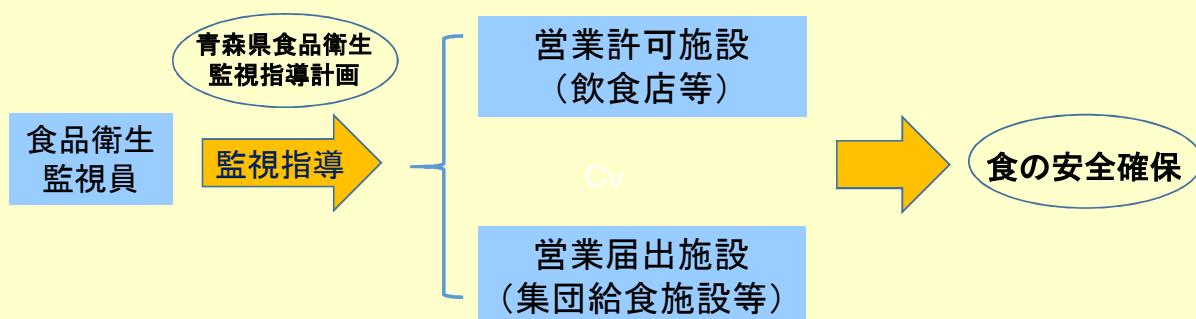
第5節 食品衛生対策

1 食品関係施設に対する監視指導

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

県は、危害発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して食品衛生法に基づき策定した「青森県食品衛生監視指導計画」により、食品関係施設等に対する監視指導を実施している。

令和3年度は、食中毒対策として、食肉を調理、提供する飲食店及び家庭での食肉調理時の注意事項を周知するほか、HACCPの導入状況に応じた監視指導を実施した。



2 流通食品検査

県内で製造又は流通している食品を収去し、食品衛生法で定められた規格基準等への適合状況や汚染実態等について検査を実施した。

項目	結果
流通食品検査	食品衛生法に基づく規格基準等のある食品について、微生物検査、添加物検査等を実施したところ、水菓において大腸菌群が検出された事例が1件あり(食品衛生法第13条違反)、必要な改善指導を行った。
野菜、果物等の有害物質検査	野菜、果物(輸入食品を含む。)等に係る残留農薬について、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況の検査を行った。有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメート系、ピレスロイド系等約250種類の農薬について、6品目33検体を検査した結果、食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものはなかった。
畜水産物中の残留抗菌性物質等検査	次のとおり抗生物質等の検査を実施したところ、いずれも不検出若しくは陰性であった。 牛20頭、豚35頭、鶏20検体の筋肉、腎臓及び肝臓 鶏卵11検体 牛乳7検体
アレルギー物質検査	菓子、めん類、そうざい等40検体についてアレルギー物質検査(小麦、そば、卵、乳、落花生)を実施した。アレルギー物質の表示違反は発見されなかった。

3 行政処分及び食中毒等対応

食品衛生関連法令違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から違反した者に対して営業停止等の行政処分を行うこととしている。

また、食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の要因を排除するなど、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

4 輸出水産食品対応

本県産水産食品の輸出に当たっては、国の通知に基づき、施設の認定登録、監視指導及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

なお、これとは別に、農林水産省が加工施設の認定及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

項目	結果
対EU(ホタテガイ)	EUにホタテガイを輸出するためには、生産海域の衛生対策及び採捕から加工までのすべての過程において衛生を確保しなくてはならない。そのため、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」に基づき、EU向けホタテガイの採捕者に対して、不正行為防止のためのモニタリングを実施している。 EUに対する水産食品の輸出を希望する施設に対して、国の要綱に定められた衛生要件等について指導助言を行っている。
対ベトナム	ベトナムに輸出する水産食品については、当該食品を最終的に製造した登録施設を管轄する都道府県等衛生部局が衛生証明に関する事務を行うこととされており、事業者からの申請を審査し、衛生証明書の発行を行っている。なお、当該事務は令和4年7月1日より農林水産省に移管されている。

5 獣医師職員確保対策

不足する獣医師職員を確保するため、平成27年度から獣医師職員採用選考試験の事務を行っている。

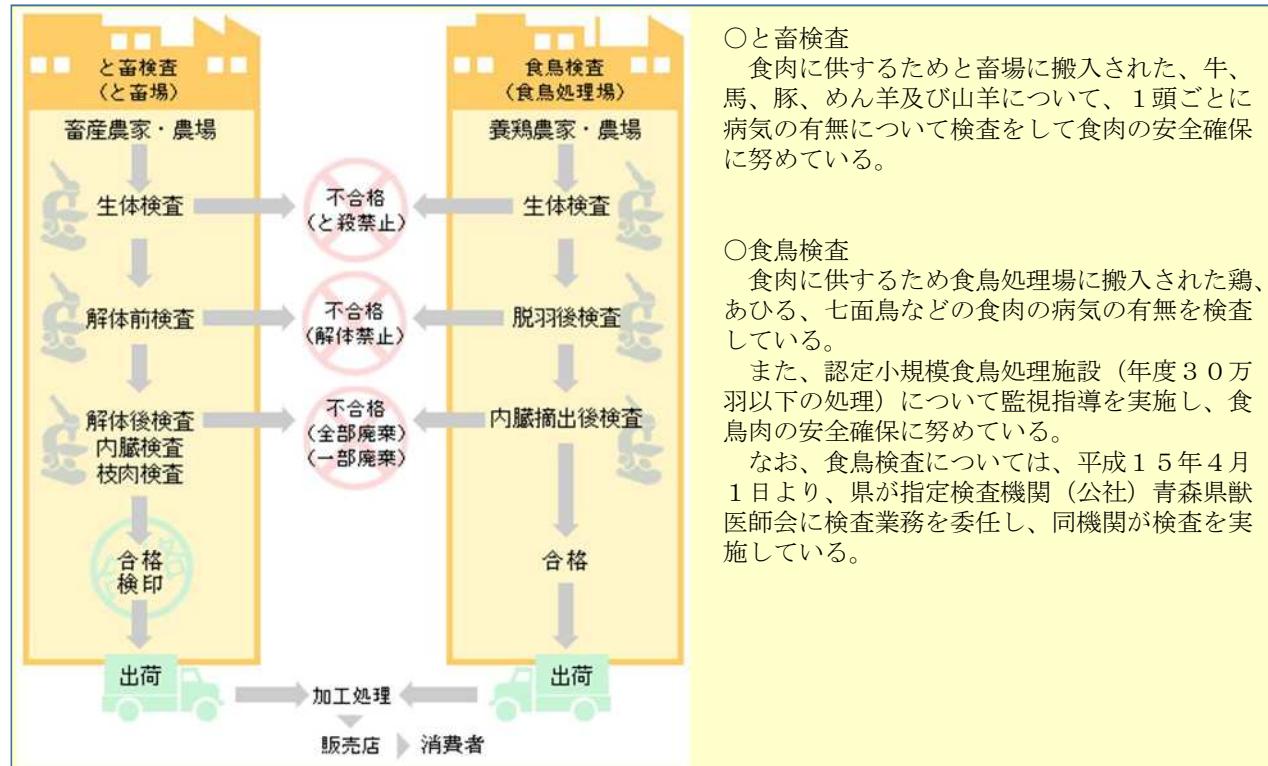
試験は青森会場、東京会場、十和田会場、北海道会場で実施し、獣医科大学の実情にあわせて試験日程を柔軟に設定するなど、効果的な採用選考試験の実施に努めている。

また、平成28年度には、初任給調整手当の上限額を従来の30,000円から45,000円に引き上げ、平成30年度には獣医師修学資金の私立大学生に対する月額貸与額を12万円から18万円に引き上げた。

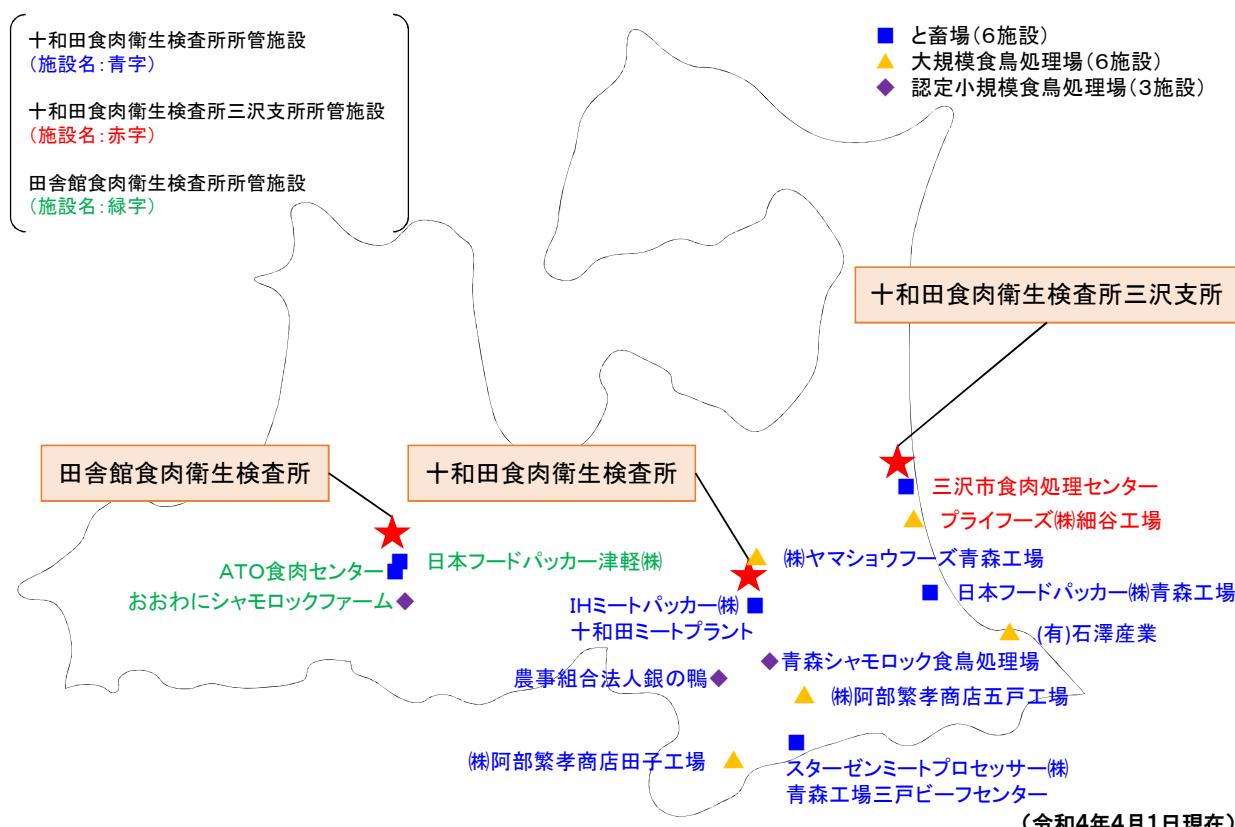
さらに、全国の獣医系大学で学生との交流会を開催し、本県の獣医職のPR活動を行っている。

第6節 食肉衛生対策

1 と畜検査及び食鳥検査



2 と畜場及び食鳥処理場の配置状況



3 と畜場及び食鳥処理場の衛生対策

項目	内容
立入検査	と畜場及び食鳥処理場に立入検査を実施し、関係法令に基づく施設設備の衛生管理及び獣畜等のとさつ又は解体の衛生的な取り扱いが行われるよう指導した。
微生物検査	枝肉又は鶏と体の微生物検査を実施し、と畜場又は食鳥処理場における衛生管理が適切に行われているかを検証した。 その結果は事業者に還元するとともに、作業方法の見直し、施設設備の改善、従業員の衛生教育などの指導に活用した。
衛生講習会	事業者及び従事者に対して衛生講習会を実施し、と畜場又は食鳥処理場における自主衛生管理(HACCP)の意識向上を図った。

4 と畜及び食鳥検査等の結果に基づく措置

項目	内容
と畜検査	と畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊(計1,151,955頭)について、と畜検査を実施したところ、と殺禁止:0頭、全部廃棄:980頭、一部廃棄:470,473頭であった。
TSE検査	と畜場に搬入された牛(24ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈する牛)、めん羊及び山羊(12ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈するもの)について、TSEスクリーニング検査を実施することとしている。
食鳥検査	大規模食鳥処理場に搬入された鶏(65,706,792羽)について、県が委任する(公社)青森県獣医師会が食鳥検査を実施したところ、内臓摘出禁止:791,222羽、全部廃棄:618,134羽、一部廃棄:1,967,785羽であった。

第7節 動物愛護管理等対策

1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定し、令和3年3月15日に一部改正した。この計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画実施期間としている。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進している。



○動物の適正飼養管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等について指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等について指導を行っている。

○引取・収容

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。

○処分

捕獲した犬及び引取、収容した犬、猫の焼却処分については、動物愛護センター管理施設で行っている。

○譲渡

引き取った犬及び猫等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、譲渡する犬及び猫について健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

3 災害発生時の対策

災害発生時には、被災者がペットと同行避難することで、被災者の心の安定と被災動物の安全確保が図られることから、行政の支援体制を整備している。

支援体制整備

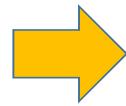
避難訓練・ボランティアリーダー研修 等

資材の備蓄

被災動物用テント・ケージ・エサ 等

隔離場所確保

感染症の動物の保管・訓練用の土地確保



災害発生時の 支援体制

4 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（化製場等に関する法律第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第1表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
一類	エボラ出血熱					
	クリミア・コンゴ出血熱					
	痘そう					
	南米出血熱					
	ペスト					
	マールブルグ病					
	ラッサ熱					
二類	急性灰白髄炎					
	結核	301	215	213	195	162
	ジフテリア					
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）					
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）					
	鳥インフルエンザ（H5N1）					
	鳥インフルエンザ（H7N9）					
三類	コレラ					
	細菌性赤痢		3	1	3	
	腸管出血性大腸菌感染症	31	35	24	31	32
	腸チフス		1			
四類	パラチフス					
	E型肝炎	8	2	1	2	1
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）					
	A型肝炎	2	1	1	1	
	エキノコックス症					
	黄熱					
	オウム病					
	オムスク出血熱					
	回帰熱					
	キャサヌル森林病					
	Q熱					
	狂犬病					
	コクシジオイデス症			1		
	サル痘					
	ジカウイルス感染症					
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）					
	腎症候性出血熱					
	西部ウマ脳炎					
	ダニ媒介脳炎					
	炭疽					
	チクングニア熱					
	つつが虫病	15	5	8	19	23
	デング熱	1	1			
	東部ウマ脳炎					
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）					
	ニパウイルス感染症					
	日本紅斑熱					
	日本脳炎					
	ハンタウイルス肺症候群					
	Bウイルス病					
	鼻疽					
	ブルセラ症					
	ベネズエラウマ脳炎					
	ヘンドラウイルス感染症					
	発しんチフス					
	ボツリヌス症					
	マラリア					
	野兎病					
	ライム病					
	リッサウイルス感染症					
	リフトバレー熱					
	類鼻疽					
	レジオネラ症	10	8	11	17	11
	レブトスピラ症					
	ロッキー山紅斑熱					

第5章 保健衛生課 事業概要

類型		感染症名	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
五類 全数把握	アメーバ赤痢		6	4	7	4	2
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）				1		
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	18	26	41	57	49	
	急性弛緩性麻痺			1		1	
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）			3	5	4	
	クリプトスピロジウム症			9	2		
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	3	2	1	3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	5	10	3	7	
	後天性免疫不全症候群	6	5	3	5	8	
	ジアルジア症						
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	1	3	3		
	侵襲性髄膜炎菌感染症						
	侵襲性肺炎球菌感染症	12	16	15	12	8	
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	3	5	2	2	2	
	先天性風しん症候群						
	梅毒	63	40	30	12	18	
	播種性クリプトコックス症			1		1	2
	破傷風	2		2	1	1	
	パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症						
	パンコマイシン耐性腸球菌感染症		6	5	1		
	百日咳			85	55	16	3
	風しん				1	1	
	麻しん						
	薬剤耐性アシネットバクター感染症		1				
定点把握	RSウイルス感染症	1,238	932	1,073	190	1,333	
	咽頭結膜熱	681	591	445	378	344	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,324	2,740	2,965	1,753	497	
	感染性胃腸炎	8,145	9,087	8,411	5,096	5,406	
	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	75	114	69	2		
	水痘	631	541	609	322	255	
	手足口病	4,102	2,113	4,837	311	353	
	伝染性紅斑	223	281	1,548	376	35	
	突発性発しん	918	814	850	768	646	
	ヘルパンギーナ	8	798	790	45	148	
	流行性耳下腺炎	927	939	375	55	50	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	1,186	23,839	22,637	5,304	10	
	急性出血性結膜炎	16,702	2	6	1	1	
	流行性角結膜炎	5	201	218	115	34	
	性器クラミジア感染症	150	267	333	374	172	
	性器ヘルペスウイルス感染症	260	83	84	110	50	
	尖圭コンジローマ	83	39	41	50	29	
	淋菌感染症	55	46	51	38	23	
	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	41					
	細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）		9	2	3	7	
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	12	34	29	18	8	
	マイコプラズマ肺炎	14	277	240	61	31	
	無菌性髄膜炎	247	12	2	2	5	
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	7	129	140	138	111	
	薬剤耐性緑膿菌感染症	124		1	1	2	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ（再興型含む）						
	新型コロナウイルス（再興型含む）			8	1,023	34,876	

第2表 結核全登録患者数及び新登録患者数の推移

(単位：人)

年次		H29	H30	R元	R2	R3
全登録患者数	青森県	351	306	266	220	215
新登録患者数	全国	39,670	37,134	34,533	31,490	27,752
新登録患者数	青森県	154	127	112	120	105
新登録患者数	全国	16,789	15,590	14,455	12,708	11,518

第5章 保健衛生課 事業概要

第3表 結核登録患者の罹患率、死亡率等の推移

区分	年次					
		H29	H30	R元	R2	R3
罹患率 (人口10万対)	青森県	12.0	10.1	9.0	9.7	8.6
	全 国	13.3	12.3	11.5	10.1	9.2
喀痰塗抹陽性肺結核罹患率 (人口10万対)	青森県	5.2	4.0	4.3	5.1	3.8
	全 国	5.0	4.6	4.1	3.7	6.7
有病率 (人口10万対)	青森県	6.6	6.2	5.2	4.4	4.6
	全 国	8.8	8.3	7.7	5.0	6.2
結核死亡率 (人口10万対)	青森県	2.6	1.7	2.0	2.3	1.1
	全 国	1.8	1.8	1.7	1.5	0.7
受診の遅れ(%)	青森県	15.7	25.0	30.4	32.1	14.5
	全 国	20.8	20.6	20.4	19.1	21.1
診断の遅れ(%)	青森県	24.7	25.4	33.3	30.6	20.0
	全 国	21.7	22.0	21.9	20.9	20.1

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

※死亡率=(年間結核死者数)÷(人口)×10万

※受診の遅れ=(発病～初診2ヶ月以上の割合)%

※診断の遅れ=(初診～診断1ヶ月以上の割合)%

第4表 結核新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

区分	H29		H30		R元		R2		R3	
	患者数	百分比								
0～4歳	1	0.6	1	0.8	0	0	0	0	0	0
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	1	0.6	0	0	0	0	1	0.8	0	0.0
15～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	4	2.6	1	0.8	10	8.9	2	1.7	6	5.7
30～39歳	6	3.9	4	3.1	3	2.7	5	4.2	7	6.7
40～49歳	9	5.8	4	3.1	7	6.3	4	3.3	5	4.8
50～59歳	14	9.1	7	5.5	5	4.5	7	5.8	3	2.9
60～69歳	27	17.5	19	15	10	8.9	14	11.7	11	10.5
70歳以上	92	59.7	91	71.7	77	68.7	87	72.5	73	69.5
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	154	100	127	100	112	100	120	100	105	100

第5表 BCG接種実施状況

年度 区分					
	H29	H30	R元	R2	R3
対象者数(人)	8,258	7,811	7,374	6,961	7,136
接種者数(人)	7,902	7,902	7,289	7,045	6,445
接種率(%)	95.7	101.2	98.8	101.2	90.3

第6表 結核患者訪問状況

(単位：人)

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
696	870	1129	553	490

第5章 保健衛生課 事業概要

第7表 エイズ相談、血液検査実施状況

(単位: 件、人)

区分 年	エイズ 相談件数	血液検査 件数	血液検査(スクリーニング) 状況	
			陰性	陽性
H29	82	487	485	2
H30	121	488	487	1
R元	105	556	555	1
R2	90	400	399	1
R3	55	285	284	1

※中核市保健所分を含む。

第8表 エイズ患者、HIV感染者の届出状況

(単位: 件、人)

区分 年	エイズ患者			HIV感染者			各年末累計数		
	男	女	計	男	女	計	エイズ 患者	HIV 感染者	計
H29	2	0	2	4	0	4	34	54	88
H30	0	0	0	5	0	5	34	59	93
R元	1	0	1	2	0	2	35	61	96
R2	1	0	1	3	1	4	36	65	101
R3	4	0	4	4	0	4	40	69	109

※エイズ患者数、HIV感染者数は届出時における状況

第9表 青森県の麻しん風しんワクチン接種率

(単位: %)

区分 年度	第1期		第2期	
	H29	97.3	H30	96.3
H29	97.3	96.3	H30	95.5
H30	97.8	95.5	R元	95.3
R元	95.3	96.0	R2	98.2
R2	98.2	96.4	R3	92.5
R3	92.5	93.3		

<青森県風しん抗体検査事業における受検者数>

(単位: 人)

年度	受検者数
H29	296
H30	786
R元	453
R2	360
R3	265

※中核市を除く。

第10表 ハンセン病療養所入所者の状況 (本県関係分)

(単位: 人)

療養所名	所在地	入所者数				
		H29年末	H30年末	R元年末	R2年末	R3年末
国立療養所松丘保養園	青森県	24	22	18	17	17
国立療養所東北新生園	宮城県	1	1	1	0	0
国立療養所多磨全生園	東京都	1	1	0	0	0
国立駿河療養所	静岡県	2	1	1	1	1
計		28	25	20	18	18

第5章 保健衛生課 事業概要

第11表 水道種類別給水状況（令和3年3月31日現在）

区分	施設数	総人口 ①	現在給水 人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日 平均 ④/②	年間有収 水量 ⑤	年間給水 収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	か所 26	人 1,217,638	人	%	千m ³ 1,162,232	千m ³ 132,822	千m ³ 364	千m ³ 313	千円 113,691	円/m ³ 226
簡易水道	33		28,079	2.3	3,245	9	317	2,719	—	—
専用下水道	77		1,509	0.1	—	—	—	—	—	—
計	136		1,191,820	97.9	136,067	—	—	116,410	—	—

※令和2年度版青森県の水道（青森県健康福祉部保健衛生課）より

第12表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（上水道事業）

（交付金事業）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		R3年度 事業費 (千円)	交付率	左のうち 交付金額 (千円)
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方米) メートル/ 日)	目標年次	工期	総事業費 (千円)			
弘前市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	164,400	59,000	R12	R3	182,013	120,000	1/3	40,000
	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)				R3	447,000	447,000	1/3	149,000
	緊急時給水拠点確保等事業 (基幹管構造物の耐震化事業)				R3～R7	501,880	6,073	1/4	1,518
	水道事業運営基盤強化推進事業 (水道施設再編推進事業)				R3～R7	256,800	25,400	1/3	8,466
黒石市	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	34,240	13,940	H15	R3～R7	300,000	60,000	1/3	20,000
五所川原市	緊急時給水拠点確保等事業 (緊急遮断弁)	69,600	39,180	R2	R3～R4	93,200	3,200	1/4	800
十和田市	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	62,913	23,332	R2	R3～R7	495,066	17,072	1/3	5,690
むづ市	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	58,700	24,816	R1	R3	6,951	6,951	1/3	2,317
平内町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	11,800	5,210	R2	R3～R6	169,500	37,200	1/3	12,400
鰺ヶ沢町	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	17,130	8,133	H1	R3～R5	278,700	96,000	1/3	32,000
板柳町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	20,800	6,975	H7	R3～R7	342,356	72,000	1/4	18,000
鶴田町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	16,200	5,390	H7	R3～R7	344,400	68,000	1/4	17,000
東北町	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	16,339	9,002	R12	R3～R7	135,630	6,930	1/3	2,310
七戸町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	17,094	8,112	R5	R3～R7	2,130,993	106,260	1/3	35,420
	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)				R3	13,827	13,827	1/4	3,456
田子町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	5,389	2,703	R7	R3～R7	317,562	78,000	1/3	26,000
八戸圏域企業団	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	325,569	117,215	R2	R3～R5	210,632	66,320	1/4	16,580
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3～R5	1,431,831	494,802	1/3	164,934
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				R3～R5	1,929,972	1,042,470	1/3	347,490
	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)				R3～R7	567,224	31,124	1/4	7,781
津軽広域企業団	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	37,400	19,700	R5	R3～R7	1,678,299	447,000	1/3	149,000
	水道広域化施設整備事業 (特定広域化施設整備)				R3	753,621	753,621	1/3	251,207
久吉ダム水道企業団	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)	19,950	12,540	R1	R3	25,701	24,594	1/3	8,198
計	23事業					12,613,158	4,023,844		1,319,567

第5章 保健衛生課 事業概要

第13表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（簡易水道事業）

事業主体		事業種別	基本計画		施設整備計画		R3年度 事業費	補助率	左のうち 国庫補助額
			給水人口 (人)	最大給水量 (立方メートル/ 日)	目標年次	工期			
風間浦村	生活基盤近代化事業 (基幹改良)		1,750	1,202	R10	R2～R4	655,622	348,722 4/10	103,671
計	1事業						655,622	348,722	103,671

※ 令和2年度の交付申請時の値となっている。

第14表 生活衛生関係営業施設数（各年度3月31日現在）

区分 年度	興行場	旅館業			公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計
		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	一般再掲			計	取次再掲	
平成29年度	51	513	558	6	1,077	333	233	1,361	1,983	494	252 5,299
平成30年度	51	502	536	8	1,046	330	229	1,307	1,942	467	241 5,143
令和元年度	50	461	521	6	988	328	222	1,266	1,909	436	223 4,977
令和2年度	53	448	504	4	956	326	219	1,215	1,888	420	220 4,858
令和3年度	52	443	501	4	948	331	217	1,206	1,904	405	211 4,846

（青森市及び八戸市を除く）

第15表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料金		
	大人	中人	小人
昭和60年 10月 1日	250 円	120 円	50 円
平成元 8 1	265	120	50
4 9 1	300	140	60
9 7 29	350	150	60
18 7 1	390	150	60
20 10 20	420	150	60
28 3 1	450	150	60

第16表 生活衛生同業組合組合員数（各年度4月1日現在）

区分 年度	すし	社交飲食	料理飲食	食肉	理容	美容	興行	旅館・ホテル	公衆浴場	クリーニング*	合計
平成30年度	57	400	380	45	790	730	44	233	63	61	2,803
令和元年度	54	350	365	42	745	680	44	230	63	58	2,631
令和2年度	55	320	338	42	709	660	44	226	58	57	2,509
令和3年度	51	310	335	42	684	618	44	219	56	57	2,416
令和4年度	52	319	332	39	665	580	36	216	53	54	2,346

第5章 保健衛生課 事業概要

第17表 特定建築物の施設数（各年度3月31日現在）

区分 年度	施設数計	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成29年度	232	13	16	58	59	17	43	26
平成30年度	230	13	16	58	58	18	42	25
令和元年度	230	13	17	59	57	18	42	24
令和2年度	233	14	17	59	59	17	43	24
令和3年度	234	14	17	60	60	17	42	24

第18表 建築物環境衛生に係る登録営業所数（各年度3月31日現在）

区分 年度	登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空気調和用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水質 検査業	建築物 飲料水貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
平成29年度	297	81	14	0	10	104	24	41	23
平成30年度	298	81	15	0	10	103	24	42	23
令和元年度	298	80	13	0	10	107	23	41	24
令和2年度	303	84	14	0	10	107	23	41	24
令和3年度	296	83	13	0	10	103	24	39	24

第19表 墓地、火葬場等施設数（各年度3月31日現在）

区分 年度	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成29年度	2,306	2,241	33	32
平成30年度	2,307	2,241	33	33
令和元年度	2,306	2,240	33	33
令和2年度	2,301	2,234	33	34
令和3年度	2,304	2,237	33	34

(青森市及び八戸市を除く)

第5章 保健衛生課 事業概要

第20表 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

		営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	監視指導件数 (年度中)
			継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン	2,365	39	61	281	358
	仕出し・弁当屋	537	6	8	57	84
	旅館	370	7	2	33	80
	臨時飲食店	1,539	71	27	605	60
	その他	4,049	54	56	658	479
	計	8,860	177	154	1,634	1,061
菓子製造業		1,484	22	18	184	319
乳処理業		6	0	0	2	9
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		10	0	0	0	9
集乳業		1	0	0	0	0
魚販介売類業	魚介類販売業	700	11	11	665	198
	臨時魚介類販売業	51	3	2	61	3
	計	751	14	13	726	201
魚介類せり売業		27	1	1	0	7
魚肉ねり製品製造業		11	1	0	1	0
食品の冷凍又は冷蔵業		80	1	1	18	32
缶詰又は瓶詰食品製造業		167	2	6	9	48
喫茶店営業	喫茶店営業	78	0	1	15	28
	自動販売機	86	1	4	431	21
	計	164	1	5	446	49
あん類製造業		16	0	0	1	24
アイスクリーム類製造業		291	8	2	39	97
食肉処理業		51	0	0	9	26
食肉販売業	食肉販売業	416	5	9	840	167
	臨時食肉販売業	0	0	0	41	0
	計	416	5	9	881	167
食肉製品製造業		23	0	1	4	11
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	0	0
食用油脂製造業		9	0	0	2	3
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0
みそ製造業		97	1	3	14	18
醤油製造業		13	0	0	2	6
ソース類製造業		95	1	0	7	39
酒類製造業		31	0	0	6	5
豆腐製造業		47	0	0	10	5
納豆製造業		22	0	0	1	6
めん類製造業		102	1	1	13	36
そうざい製造業		647	11	7	79	136
添加物製造業		6	0	0	2	3
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		144	1	1	12	39
冰雪製造業		18	1	0	0	1
合計		13,590	248	222	4,102	2,357

(青森市及び八戸市を除く)

第21表 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

		営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	監視指導件数 (年度中)
			継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	247	0	248	1	276
	仕出し屋・弁当屋	46	0	46	0	50
	旅館	35	0	35	0	40
	臨時営業	180	0	181	1	2
	その他	533	0	537	4	550
	計	1,041	0	1,047	6	918
調理の機能を有する自動販売機		2	0	2	0	2
食肉販売業		51	0	51	0	61
販魚業	魚介類販売業	54	0	54	0	71
	臨時魚介類販売業	8	0	8	0	0
	計	62	0	62	0	71
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理場		0	0	0	0	0
食肉処理業		8	0	8	0	8

第5章 保健衛生課 事業概要

第22表 届出を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在)	監視指導件数 (年度中)
魚介類販売業（包装）	534	66
食肉販売業（包装）	781	90
乳類販売業	1,554	211
氷雪販売業	10	0
コップ式自動販売機	345	5
弁当販売業	2	11
野菜果物販売業	226	104
米穀類販売業	51	3
通信販売・訪問販売業	7	1
コンビニエンスストア	303	65
百貨店、総合スーパー	113	72
自動販売機による販売業	402	8
その他の食料・飲料販売業	565	164
添加物製造・加工業	2	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0
コーヒー製造・加工業	11	2
農産保存食料品製造・加工業	140	18
調味料製造・加工業	13	4
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	14	2
製茶業	3	0
海藻製造・加工業	7	0
卵選別包装業	13	6
その他の食料品製造・加工業	140	33
行商	23	0
集団給食施設	536	129
器具、容器包装の製造・加工業	6	5
露店、仮設店舗等（営業以外）	0	
その他	15	7
合計	5,817	1,006

（青森市及び八戸市を除く）

第23表 令和3年度流通食品の検査実施状況

		検査の内容									違反検体数
		検査検体数	微生物検査			理化学検査				動物を用いる検査	放射性セシウム検査
			細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	
食肉及び食肉製品	食肉製品	6	6								
食鳥卵及びその加工品	鶏卵	22					22				
魚介類及びその加工品	生食用鮮魚介類	9	9								
	魚肉ねり製品	2	1					1			
	魚介類乾製品	10				10					
	魚類加工品	5								5	
	ホタテガイ	6								6	
菓子類	洋生菓子	17	17								
	菓子	32				8	24				
調理食品	弁当、そうざい	36	36								
	その他調理食品	2					2				
乳及び乳製品	アイスクリーム類・氷菓	8	8								1
	牛乳等	14					14				
	発酵乳	4	4								
穀類等及びその加工品	めん類加工品	1						1			
	生めん、ゆでめん	18	11					7			
野菜等及びその加工品	浅漬	19	19								
	豆乳加工品	1						1			
その他	パン類	4						4			
	清涼飲料水	6	6								
	清涼飲料水、しょうゆ	6					6				
	計	228	117	0	0	0	24	36	40	0	11

※1検体につき、複数項目検査している場合がある。

第5章 保健衛生課 事業概要

第24表 食品衛生関係法令違反状況及び行政処分実施状況

区分 年度	食品衛生法															食品表示法第5条						
	違反件数	違反内容					違反条項					行政処分等内容					違反件数	行政処分等内容				
		表示	異物	規格基準	添加物	その他	法6条	法10条	法12条	法13条	法19条	法20条	法50条	法55条	その他	禁止	停止	廃棄	回収	整備改善	告発	その他
平成29年度	3	—	0	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
平成30年度	1	—	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
令和元年度	3	—	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
令和2年度	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	3	—	0	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

(青森市及び八戸市を除く)

第25表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質					
				病原微生物	自然毒	化学物質	その他	不明	
平成29年	4	47	0	3	1	0	0	0	0
平成30年	3	99	0	3	0	0	0	0	0
令和元年	2	77	0	2	0	0	0	0	0
令和2年	4	51	0	3	1	0	0	0	0
令和3年	3	14	0	2	1	0	0	0	0

(青森市及び八戸市を除く)

第26表 食肉衛生検査所の名称及び所管区域

名 称	位 置	備 考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	十和田市、むつ市、上北郡、下北郡、三戸郡
三沢支所	三沢市	三沢市
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

第27表 と畜場設置状況

十 和 田 食 肉 衛 生 檢 查 所	と畜場名	所 在 地	許可年月日	開 設 者	一日当り 処理能力 大動物／小動物 (頭)
					I Hミートパッcker株式会社
	三沢市食肉処理センター	三沢市	H 8.10.1	三 沢 市	0／2,300
	日本フードパッcker株式会社青森工場	上 北 郡 おいらせ町	H 8.4.1	日本フードパッcker株式会社	50／1,500
	スターzinミートプロセッサー株式会社	三 戸 郡 三 戸 町	H 26.12.12	スターzinミートプロセッサー株式会社	66／0
衛 田 舍 檢 查 食 所 肉	日本フードパッcker津輕株式会社	南津軽郡田舎館村	H 26.3.20	日本フードパッcker津輕株式会社	0／500
	ATO食肉センター	南津軽郡田舎館村	H 28.3.18	有限会社小田桐産業	6／0

第5章 保健衛生課 事業概要

第28表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

		食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設 置 者	鳥の種類
十和田 食肉 衛生 検査 所	1	日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	横浜町	H 6. 6.15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2	株式会社阿部繁孝商店田子工場	田子町	H 4. 3.27	株式会社阿部繁孝商店	鶏
	3	株式会社阿部繁孝商店五戸工場	五戸町	〃	〃	鶏
	4	プライフーズ株式会社細谷工場	三沢市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5	株式会社ヤマショウフーズ青森工場	十和田市	H 26. 5.28	株式会社ヤマショウフーズ	鶏
	6	有限会社石澤産業	階上町	H 5. 3.26	有限会社石澤産業	鶏

第29表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）（令和4年4月1日現在）

		食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設 置 者	鳥の種類
十和田 食肉 衛生 検査 所	1	農事組合法人銀の鴨	新郷村	H 29. 11.28	農事組合法人銀の鴨	あひる (ブランク鴨)
	2	青森シャモロック食鳥処理場	五戸町	H 28.5.31	株式会社グローバルフィールド	鶏
田舎館 食肉 衛生 検査 所	1	おおわにシャモロツクファーム	大鰐町	H 17.10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

第30表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位:頭)

畜種	年 度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全部廃棄	一部廃棄
牛	H29	23,869	0	148	13,150
	H30	23,131	0	195	12,026
	R1	22,991	0	106	13,656
	R2	22,700	0	123	12,580
	R3	23,020	0	132	14,628
とく	H29	102	0	5	62
	H30	79	0	3	36
	R1	79	0	4	43
	R2	86	0	3	47
	R3	64	0	1	31
馬	H29	1,257	0	4	434
	H30	1,194	0	2	340
	R1	1,206	0	0	300
	R2	1,090	0	1	299
	R3	1,283	0	3	433
豚	H29	1,060,254	0	689	467,554
	H30	1,061,042	0	768	445,208
	R1	1,100,306	0	788	424,299
	R2	1,103,723	0	852	426,107
	R3	1,127,545	0	844	455,373
めん羊	H29	45	0	0	13
	H30	62	0	0	16
	R1	53	0	0	6
	R2	41	0	0	6
	R3	43	0	0	8

第5章 保健衛生課 事業概要

第31表 令和3年度と畜検査の実績

(単位:頭)

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	1,336	18	92	46,425	12	0	47,883
	I Hミートパッカー株式会社 十和田ミートプラント	3,931	41	342	153,078	31	0	157,423
	日本フードパッカー株式会社青森工場	6,198	1	0	357,414	0	0	363,613
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	490,838	0	0	490,838
	スマーサンミートアロセッサー株式会社青森工場三戸ヒーフセンター	11,555	4	0	0	0	0	11,559
	計	23,020	64	434	1,047,755	43	0	1,071,316
田舎館食肉衛生検査所	日本フードパッカー津軽株式会社	0	0	0	79,790	0	0	79,790
	A T O食肉センター	0	0	849	0	0	0	849
	計	0	0	849	79,790	0	0	80,639
	合 計	23,020	64	1,283	1,127,545	43	0	1,151,955

第32表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置(年間30万羽超処理施設)

(単位:羽)

種類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
プロイラー	H29	56,145,766	552,317	565,210	2,668,424
	H30	55,385,945	740,044	480,572	2,293,051
	R1	57,370,938	683,862	536,654	2,271,361
	R2	58,164,724	657,360	512,597	1,961,899
	R3	58,695,535	778,427	509,957	1,925,618
成 鶏	H29	6,199,481	7,100	85,798	23,680
	H30	6,519,395	20,745	93,673	32,720
	R1	6,705,058	14,518	124,975	43,414
	R2	7,173,169	18,274	110,402	42,669
	R3	7,011,257	12,795	108,177	42,167
計	H29	62,660,088	628,809	820,774	3,164,373
	H30	62,660,088	628,809	820,774	3,164,373
	R1	64,075,996	698,380	661,629	2,314,775
	R2	65,337,893	675,634	622,999	2,004,568
	R3	65,706,792	791,222	618,134	1,967,785

第33表 令和3年度食鳥処理場別実績(年間30万羽超処理施設)

	食鳥処理場名	食鳥処理羽数	備考
1	日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	14,983,075	プロイラー
2	株式会社阿部繁孝商店田子工場	11,527,581	"
3	株式会社阿部繁孝商店五戸工場	11,593,021	"
4	プライマーズ株式会社細谷工場	20,591,858	"
5	株式会社ヤマシヨウフーズ青森工場	5,533,472	成鶏
6	有限会社石澤産業	1,477,785	"
	合 計	65,706,792	

第5章 保健衛生課 事業概要

第34表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
成鶏	H29	117,985	0	543	0
	H30	73,004	0	454	0
	R1	31,995	0	213	0
	R2	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0
フランス鴨	H29	760	0	0	0
	H30	2,490	0	0	0
	R1	4,190	0	0	0
	R2	4,460	0	0	0
	R3	4,830	0	0	0
シャモロック	H29	56,619	0	156	1,995
	H30	54,648	0	349	1,277
	R1	55,675	0	441	1,824
	R2	38,533	0	233	1,212
	R3	33,948	0	340	1,067
計	H29	175,364	0	699	1,995
	H30	130,142	0	803	1,277
	R1	91,860	0	654	1,824
	R2	42,993	0	233	1,212
	R3	38,778	0	340	1,067

第35表 令和3年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食鳥処理場名	食鳥確認羽数	備考
衛生和検査食所肉	1	有限会社アイトク販売東北	0	成鶏
	2	農事組合法人銀の鴨	4,830	フランス鴨
	3	青森シャモロック食鳥処理場	26,161	シャモロック
衛生和検査食所肉	1	おおわにシャモロックファーム	7,787	シャモロック
		合	38,778	

第36表 狂犬病予防事業実績

(単位:頭)						
区分	新規登録数	登録実数	狂犬病予防注射数	捕獲数	返還数	殺処分頭数
年度						
平成29年度	2,432	37,894	32,491	188	131	125
平成30年度	2,385	36,397	31,541	154	108	110
令和元年度	2,531	35,309	30,879	162	127	108
令和2年度	2,378	33,850	29,730	144	102	109
令和3年度	2,351	32,945	29,097	115	95	106

(青森市及び八戸市を除く)

第37表 特定動物の許可の状況

年度	区分	許可件数
平成29年度		14
平成30年度		17
令和元年度		20
令和2年度		22
令和3年度		20

第38表 動物の適正管理指導状況

年度	区分	犬					犬・猫 苦情届出
		加害届	被害届	措置命令	告発	調査回数	
平成29年度		20	16	0	0	21	606
平成30年度		20	20	0	0	18	635
令和元年度		16	18	0	0	18	674
令和2年度		15	17	0	0	17	613
令和3年度		21	19	0	0	22	595

(青森市及び八戸市を除く)

第5章 保健衛生課 事業概要

第39表 犬及び猫の引取並びに死傷動物の収容状況

区分 年度	引 取 数			収 容 数			(単位:頭) 計
	犬	猫	計	犬	猫	計	
平成29年度	151	636	787	15	119	134	921
平成30年度	154	472	626	20	133	154	780
令和元年度	142	460	602	12	93	105	707
令和2年度	123	310	433	13	109	122	555
令和3年度	163	241	404	17	122	139	543

(青森市及び八戸市を除く)

第40表 動物愛護センターにおける動物の処分状況(焼却)

区分 年度	(単位:頭)		
	犬	猫	処分数
平成29年度	179	936	1,115
平成30年度	137	765	902
令和元年度	130	666	796
令和2年度	155	536	691
令和3年度	115	414	529

(青森市及び八戸市を含む)

第41表 動物愛護センターにおける譲渡の状況

年度	区分	(単位:頭)		
		犬	猫	計
平成29年度		104	83	187
平成30年度		116	112	228
令和元年度		96	65	161
令和2年度		98	73	171
令和3年度		101	108	209

(青森市及び八戸市を含む)

第42表 化製場等の施設数

区分 年度	死亡獣畜取扱場	化製場	法第8条準用施設	
			犬	猫
平成29年度	11	3	8	
平成30年度	11	3	8	
令和元年度	11	3	10	
令和2年度	11	3	10	
令和3年度	11	3	11	

(青森市及び八戸市を除く)